

資金の借入れをお考えの方へ 《林業後継者等特別対策資金のご案内》

林業後継者等特別対策資金とは

林業経営の改善や事業の拡張をしようとする方のために、県が低利子で融資する制度です。

◇◆対象事業◆◇

林業複合経営（早期収益部門と育林部門）の開始又は拡充	貸付内容	貸付限度額	裏面のとおり
林業経営の拡充に必要な機械・施設及び資材等の購入並びに設置		貸付利率	裏面のとおり
高能率素材生産用機械等の操作技術の習得		償還期間	裏面のとおり
海外等の林業地の視察・研修		対象者	【林業】 森林所有者 林業従事者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 素材生産業者 素材生産組合 など
教育（林業後継者のみ）			【木材産業】 木材製造業 木材卸売業 木材市場業を実施する者
住宅の整備（林業後継者のみ）			
立木の取得			

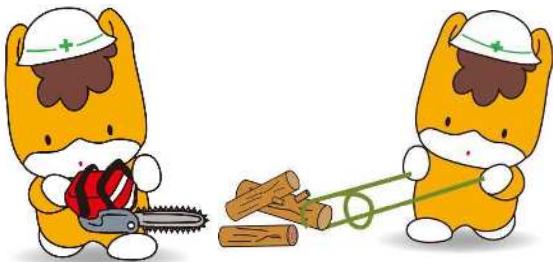
※借入には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

◇◆債務保証◆◇

貸付金額に応じて連帯保証人や担保が必要になります。

◇◆補助事業の補助残にも使えます◆◇

貸付対象事業を国庫補助事業で実施する場合に生じる補助残については、林業後継者等特別対策資金を活用することができます。



お問い合わせは、お住まいの地域の森林組合、環境森林事務所・森林事務所、または下記までどうぞ

群馬県環境森林部 林業振興課経営強化係
電話 027-226-3237